

特別支援教育を担う教師の専門性 に関する基礎資料

1. 特別支援学校教諭の養成課程等について
2. 幼・小・中・高校の免許状の養成課程における特別支援教育に関わる学修
3. 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告
(令和4年3月)
4. 国立特別支援教育総合研究所における取組について

1. 特別支援学校教諭の養成課程等について
2. 幼・小・中・高校の免許状の養成課程における特別支援教育に関わる学修
3. 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告（令和4年3月）
4. 国立特別支援教育総合研究所における取組について

特別支援学校教諭免許状の概要

- 特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を有していなければならない。
※ただし、免許法附則第15項の規定により、当分の間、特別支援学校教諭の免許状を有していなくても特別支援学校の教員になることができることとされている。
- 特別支援学校教諭の免許状は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）の特別支援教育領域を定めて授与される。免許状の授与を受けた後、新たに特別支援教育領域を追加することも可能。
- 教育職員検定(*)により、教員としての実務経験を生かして少ない単位数で免許状を取得したり、他の特別支援教育領域を追加することも可能。
*教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について免許状の授与権者である都道府県教育委員会が行う。

【教職課程】 大学等における単位

(根拠規定：免許法別表第1及び同法施行規則第7条)

特別支援教育に関する科目		専修免許状	一種免許状	二種免許状		
最低修得単位数	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	2	2	
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	16	8
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	5	3
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	3	3		
計		50	26	16		

他の特別支援教育領域の追加

(根拠規定：免許法施行規則第7条第4項)

		専修免許状	一種免許状	二種免許状
<第二欄> 特別支援教育領域に関する科目	視覚障害又は聴覚障害	8	8	4
	知的障害、肢体不自由又は病弱	4	4	2

【教育職員検定】勤務年数＋認定講習等による単位

(根拠規定：免許法別表第7)

	専修免許状	一種免許状	二種免許状
必要となる免許状	特別支援学校教諭一種免許状	特別支援学校教諭二種免許状	幼、小、中、高の教諭の普通免許状
教員としての勤務年数(*)	3年	3年	3年 ※幼小中高での勤務含む
最低修得単位数	15	6	6

他の特別支援教育領域の追加

(根拠規定：免許法施行規則第7条第6項)

		専修免許状	一種免許状	二種免許状
教員としての勤務年数(*)		1年	1年	1年 ※幼小中高での勤務含む
<第二欄> 特別支援教育領域に関する科目	視覚障害又は聴覚障害	4	4	2
	知的障害、肢体不自由又は病弱	2	2	1

* 教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する必要がある最低在職年数

○ 特別支援学級担任や通級による指導を担当する教員については、特別支援学校教諭免許状を有すること等の法令上の規定はない。

特別支援学校教諭免許状の教職課程（教育職員免許法施行規則）

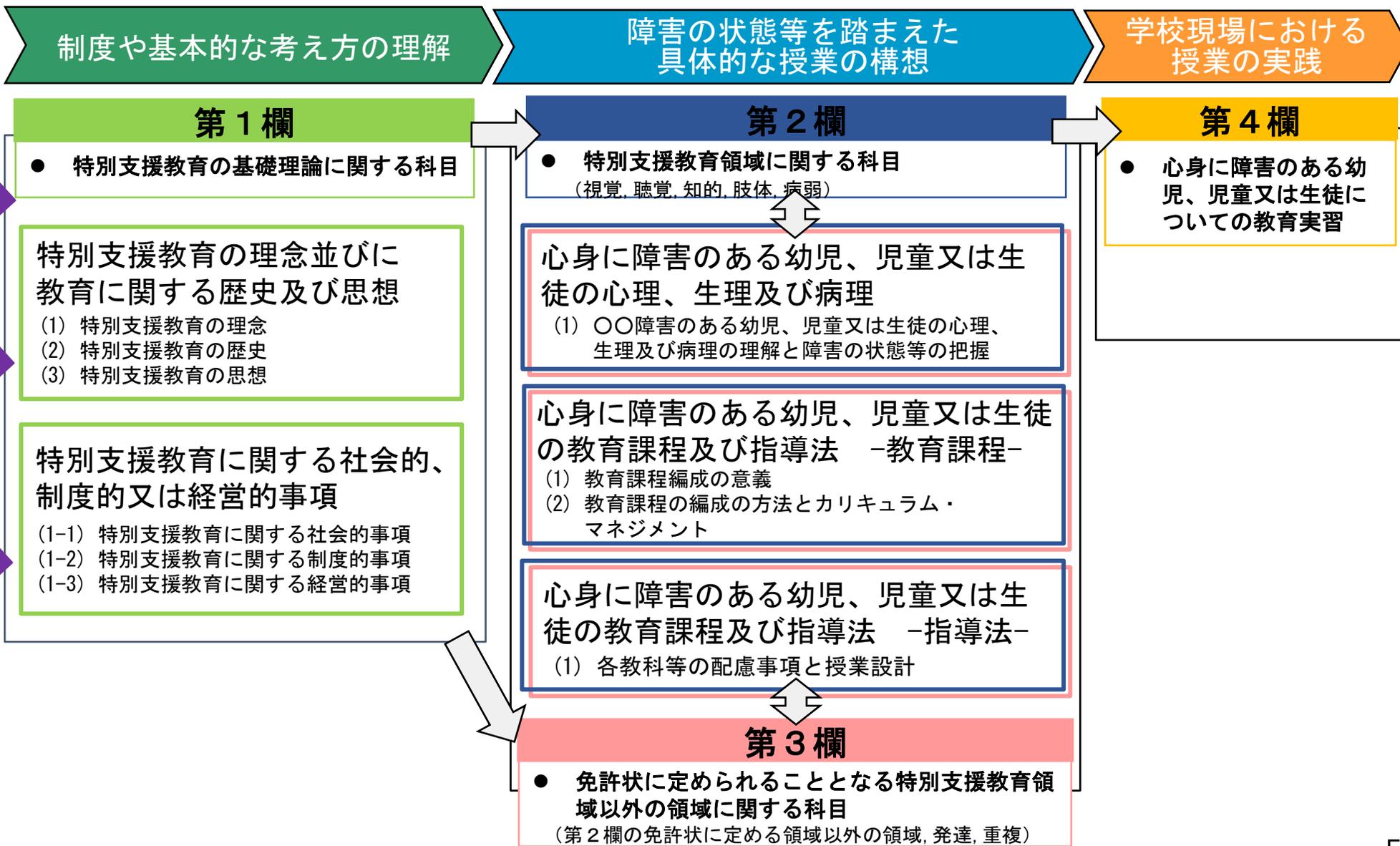
第7条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

	特別支援教育に関する科目		免許状の種類		
			一種・専修 免許状	二種 免許状	
最低修得単位数	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目 (※)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	8
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	3
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
	第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	3
計			26	16	

- 第一欄科目には、特別支援学校の教育に係る理念、歴史、思想と、社会的、制度的又は経営的事項を含む。
- 第二欄科目は、授与を受けようとする特別支援教育領域について、それぞれ以下の単位を修得する。
 - 視覚障害・聴覚障害
「心理、生理及び病理に関する科目」1単位以上・「教育課程及び指導法に関する科目」2単位以上を含む、合わせて8単位以上（二種免許状は4単位以上）
 - 知的障害・肢体不自由・病弱
「心理、生理及び病理に関する科目」1単位以上・「教育課程及び指導法に関する科目」2単位以上を含む、合わせて4単位以上（二種免許状は2単位以上）
- 第二欄科目のうち、「教育課程及び指導法に関する科目」は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含む。
- 知的障害教育の「教育課程及び指導法に関する科目」は、カリキュラム・マネジメントを含む。
- 第三欄科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育、並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含む。
- 第四欄教育実習は、特別支援学校において、教員として良好な成績で勤務した経験年数一年について一単位の割合で、第一欄～第三欄科目に関する単位をもって替えることができる。

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムにおける欄間の教授内容の関連

教職課程コアカリキュラム（令和3年8月1日教員養成部会）の教授内容との関連



特別支援学校教諭免許状取得のための大学における科目開設の例

<特別支援学校教諭 一種免許状（知的障害・肢体不自由・病弱）の例>

免許法施行規則における科目区分・単位数			開設授業科目	
特別支援教育に関する科目		単位数	授業科目	単位数
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育総論	2
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者の心理・生理・病理	2
			肢体不自由者の心理・生理・病理	2
			病弱者の心理・生理・病理	2
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害教育論Ⅰ	2
			知的障害教育論Ⅱ	2
			肢体不自由教育論Ⅰ	2
			肢体不自由教育論Ⅱ	2
			病弱教育論	2
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害教育	1
			聴覚障害教育	1
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	重複障害教育	1
			発達障害教育	2
			発達障害児の教育課程及び指導法（選択科目）	(2)
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		特別支援教育実習	3
計		26		26

特別支援学校教諭免許状取得のための大学における科目開設の例

<特別支援学校教諭 一種免許状（視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱）の例>

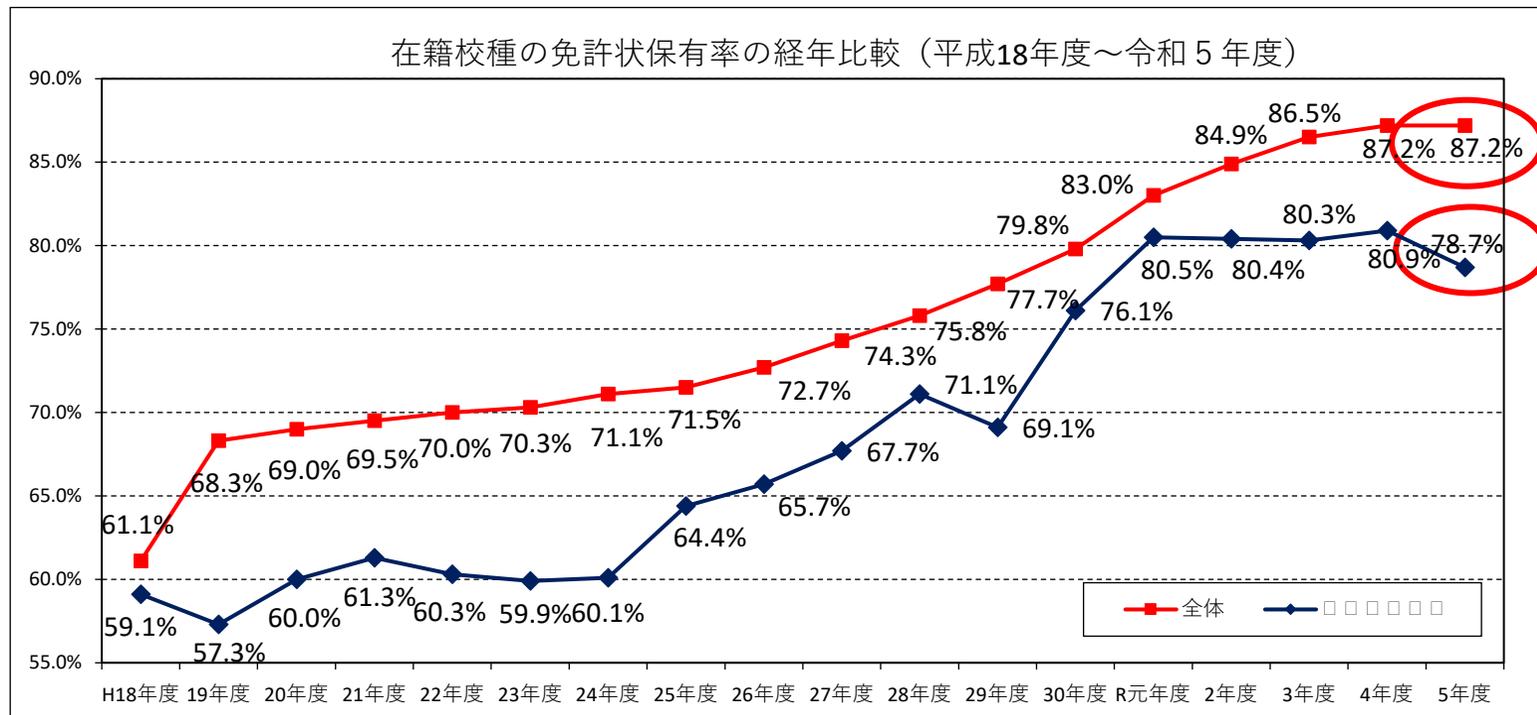
免許法施行規則における科目区分・単位数			開設授業科目		
特別支援教育に関する科目		単位数	授業科目	単位数	
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育総論	2	
			インクルーシブ教育システム基礎論（選択科目）	(2)	
			障害理解教育論（選択科目）	(2)	
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者の心理・生理・病理	2	
			聴覚障害者の心理・生理・病理	2	
			知的障害者の心理・生理・病理	2	
			肢体不自由者の心理・生理・病理	2	
			病弱者の心理・生理・病理	2	
	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害教育論Ⅰ	2	
			視覚障害教育論Ⅱ	2	
			視覚障害教育総合演習	2	
			聴覚障害教育論Ⅰ	2	
			聴覚障害教育論Ⅱ	2	
			聴覚障害教育総合演習	2	
			知的障害教育論	2	
			肢体不自由教育論	2	
			病弱教育論	2	
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	発達障害教育論	2	
			重複障害教育論	2	
			言語障害教育論	1	
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	特別支援教育実習	3
計		26		38	

特別支援学校教員の免許状保有率の推移

(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率:87.2%(令和5年度) ⇒ **本来保有すべきもの**
 ※教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率は上昇傾向
- ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示

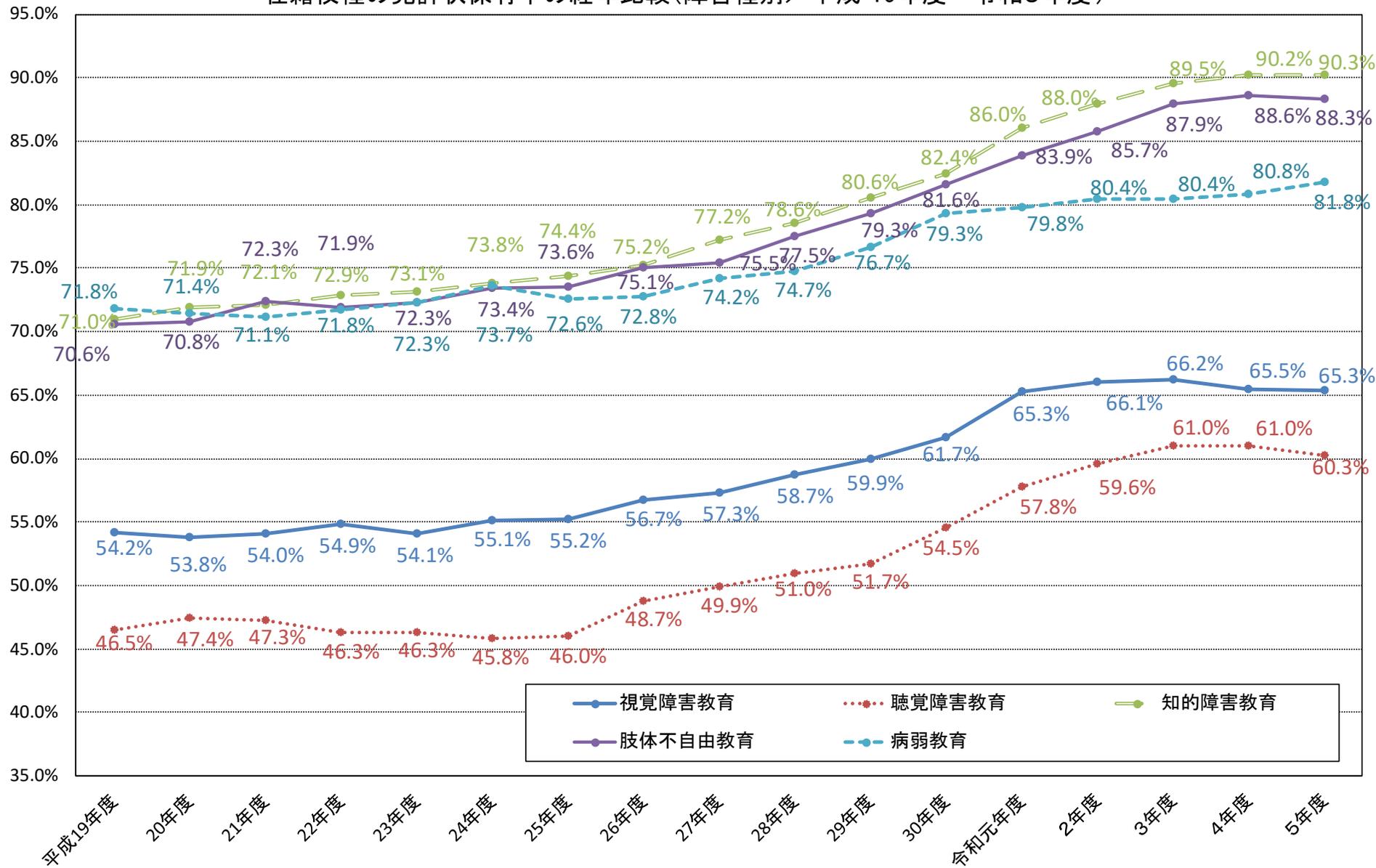


※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。
 平成19年度以降は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合:**31.0%** (出典)文部科学省「令和6年度 学校基本調査」

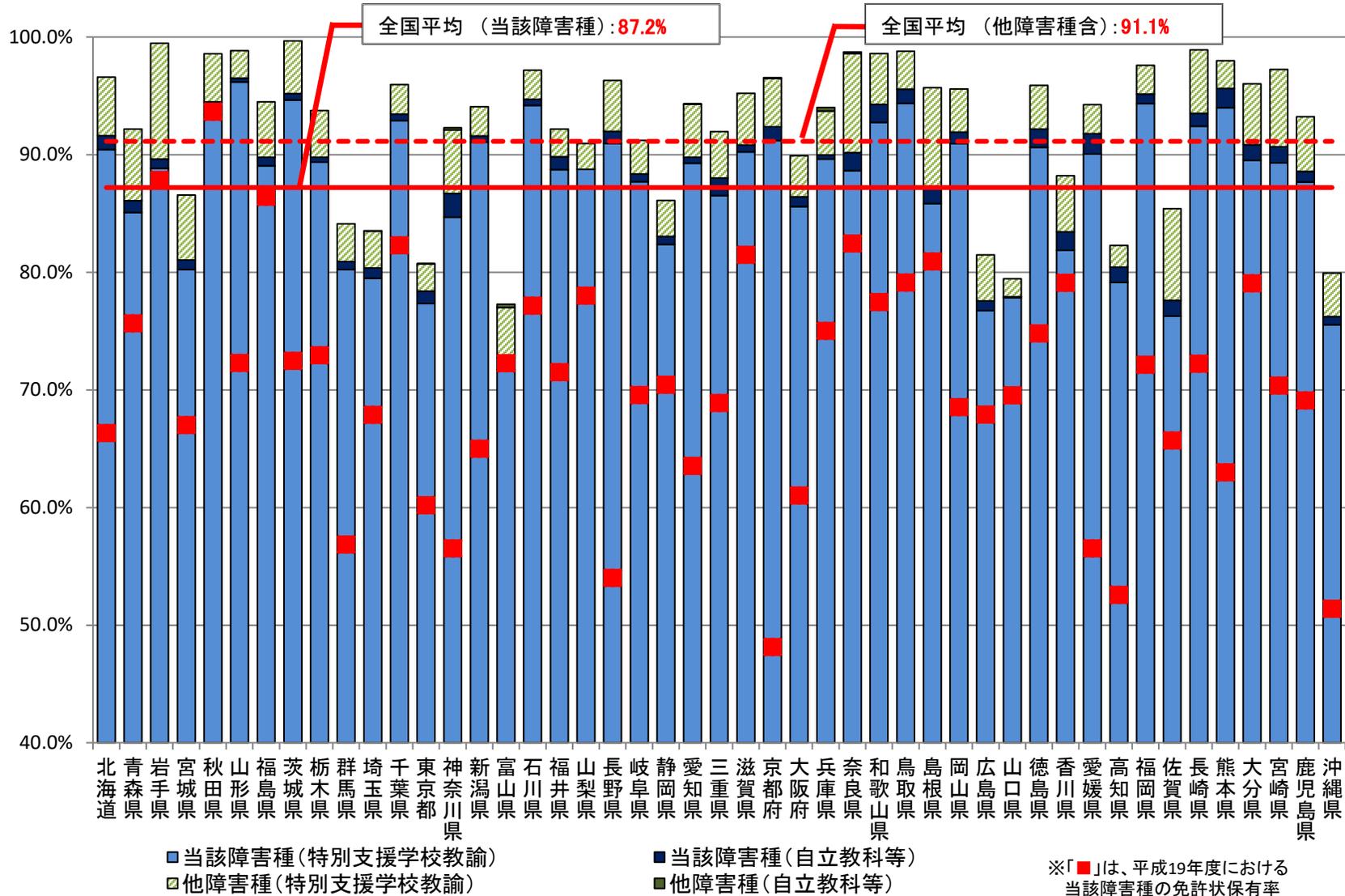
在籍校種の特別支援学校教諭等免許状の保有率の推移（障害種別）

在籍校種の免許状保有率の経年比較(障害種別／平成 19年度～令和5年度)



特別支援学校教諭等免許状の保有状況（令和5年度）

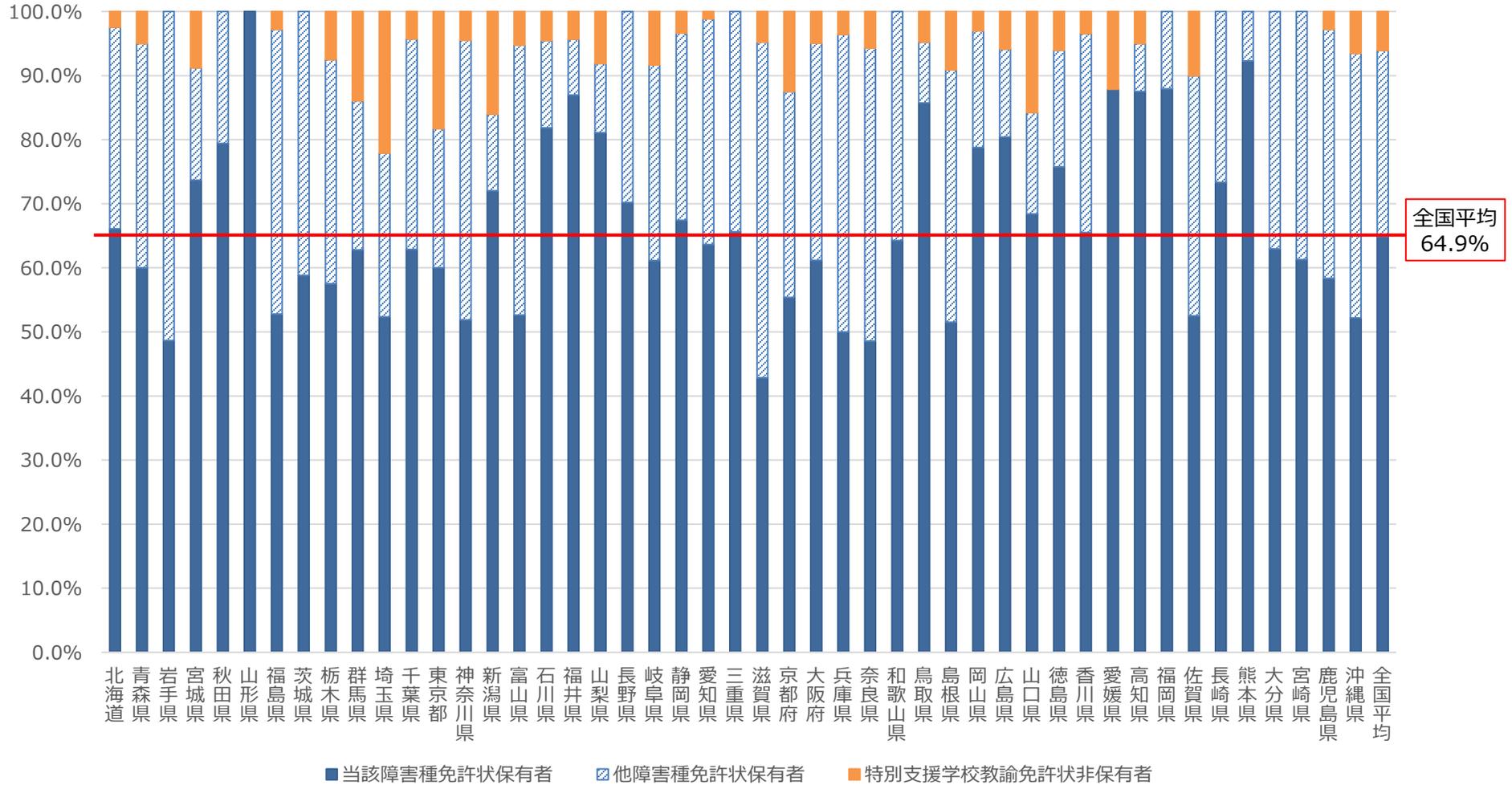
公立学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別状況



出典：文部科学省「令和5年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査」

公立特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状保有状況

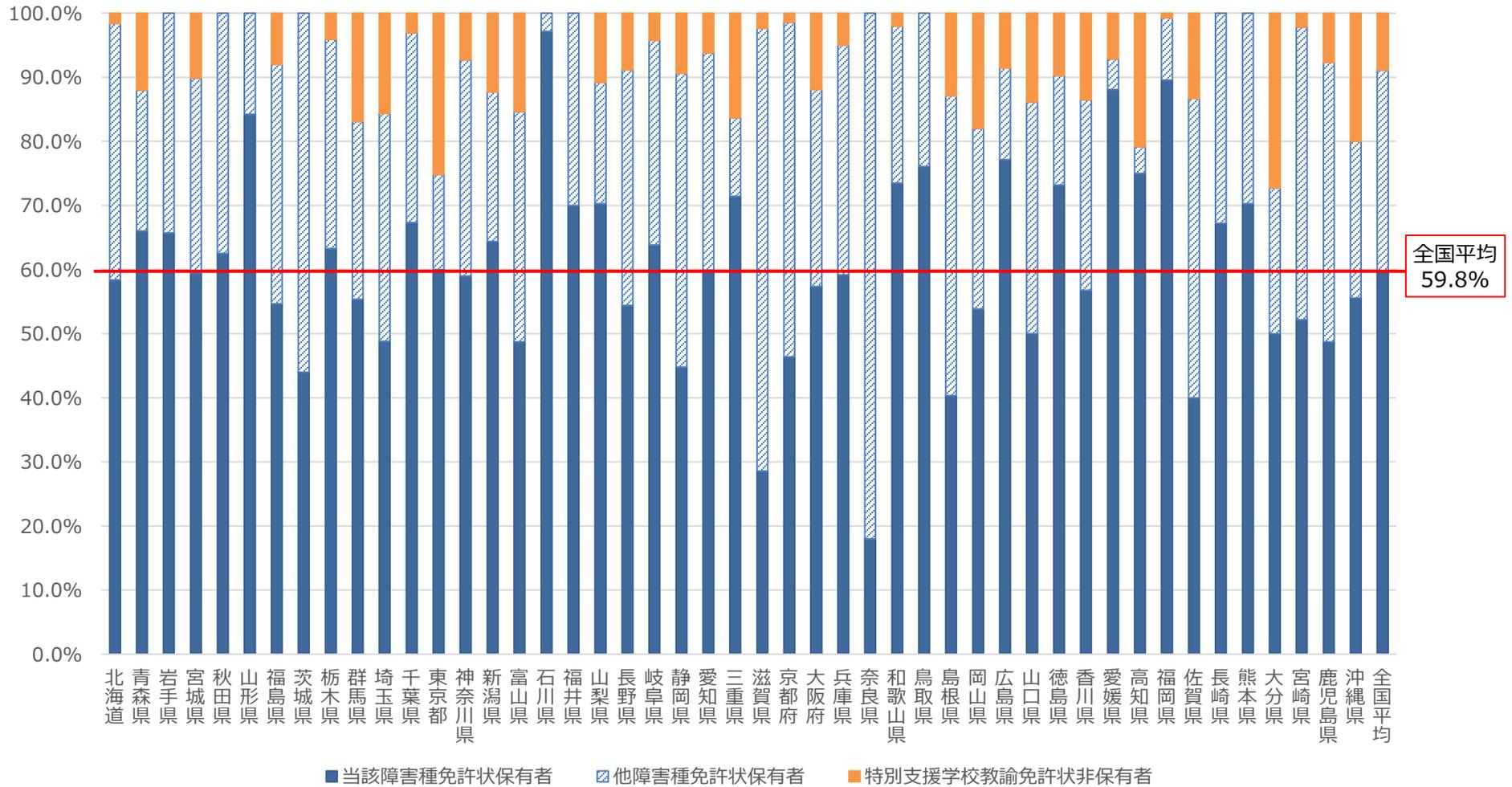
<視覚障害教育>



出典：文部科学省「令和5年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査」

公立特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状保有状況

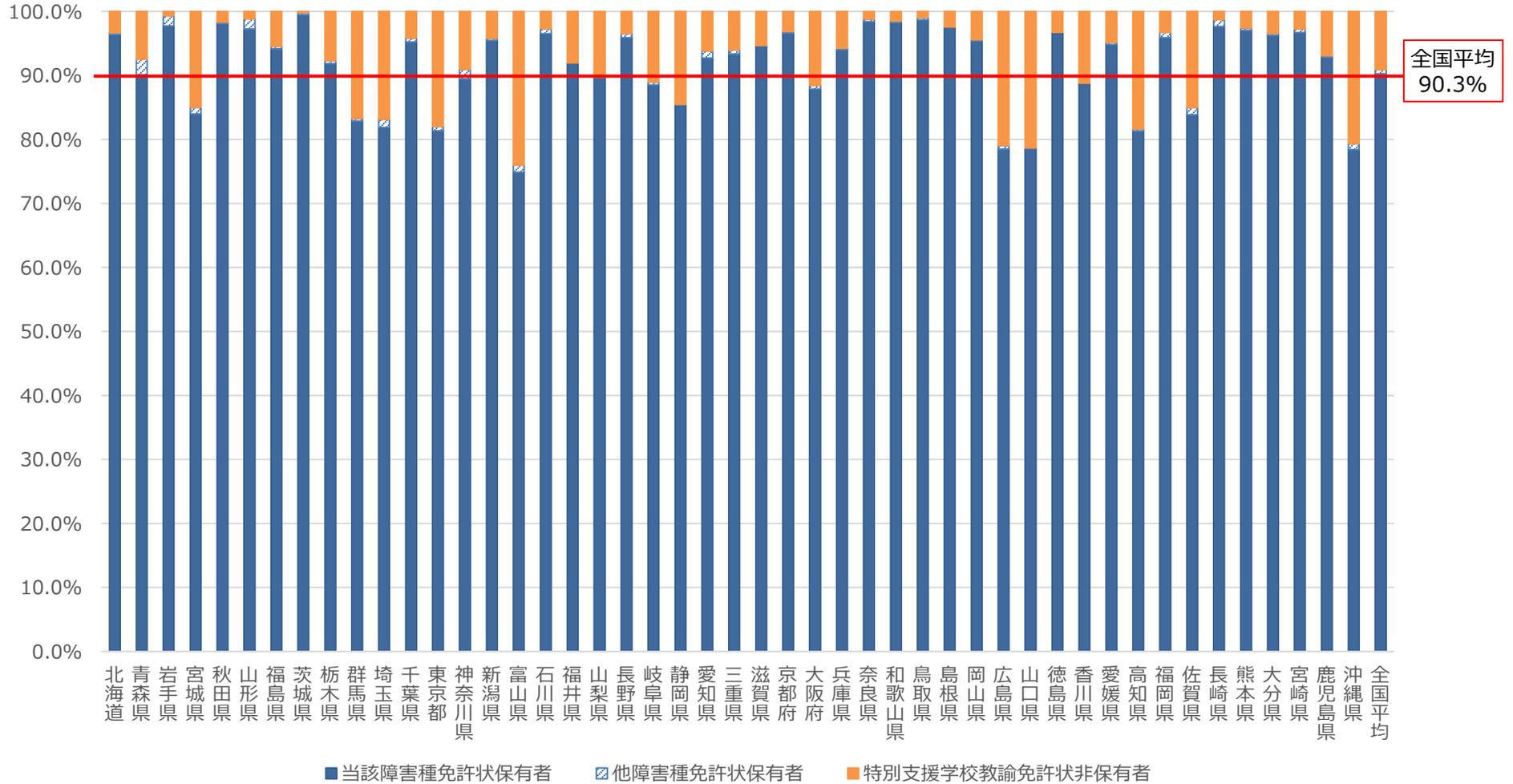
<聴覚障害教育>



出典：文部科学省「令和5年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査」

公立特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状保有状況

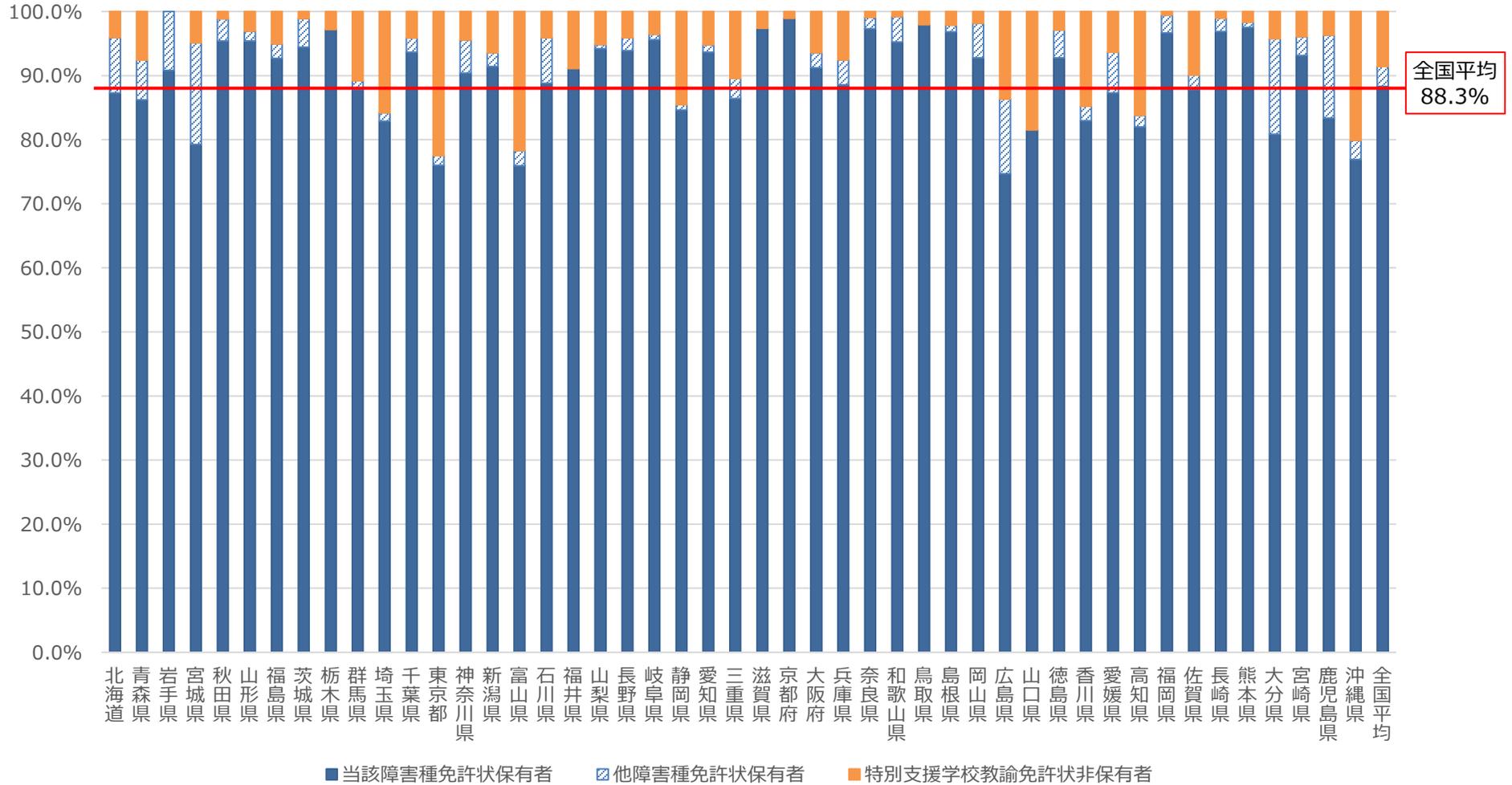
<知的障害教育>



出典：文部科学省「令和5年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査」

公立特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状保有状況

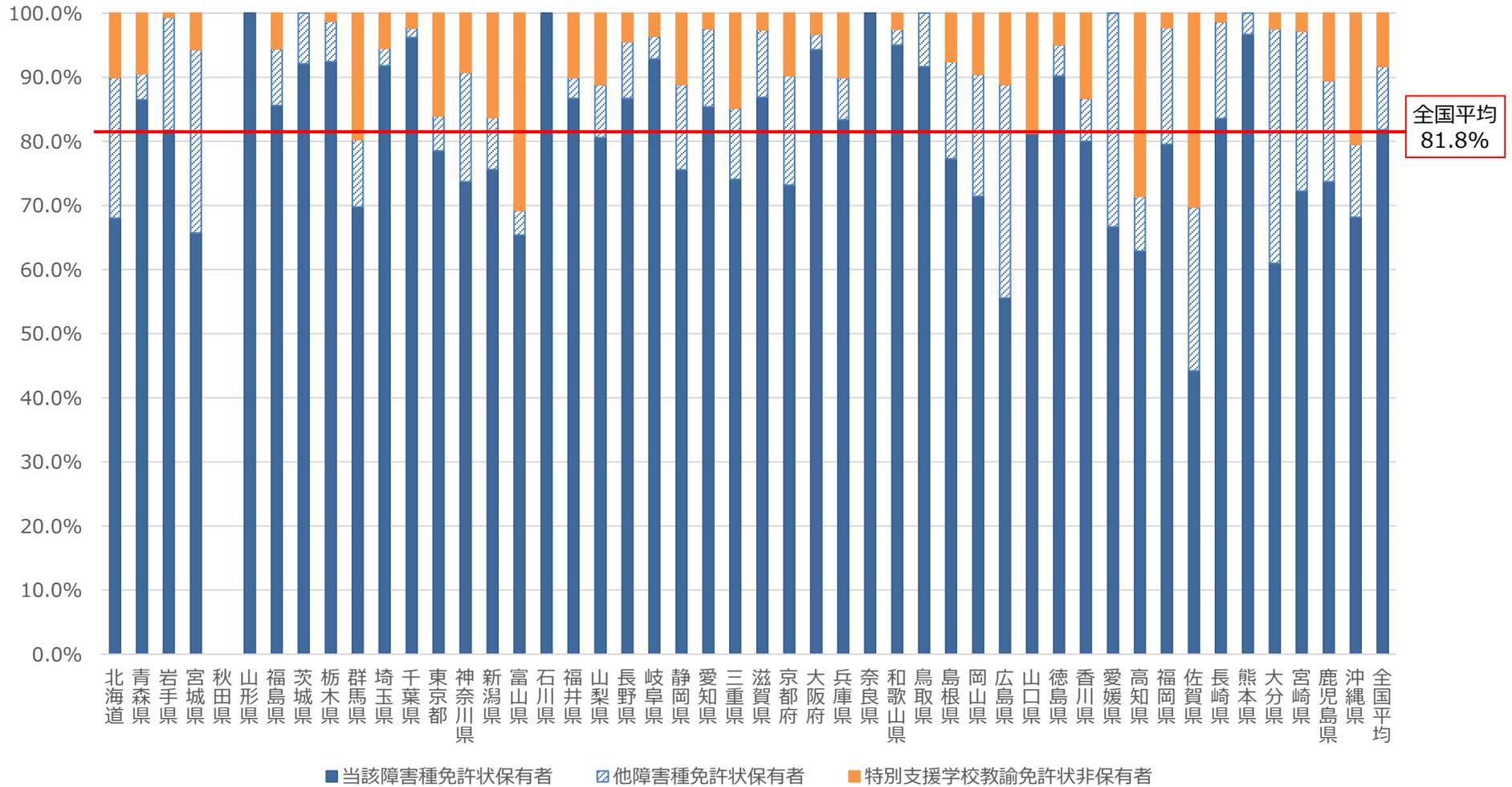
<肢体不自由教育>



出典：文部科学省「令和5年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査」

公立特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状保有状況

<病弱教育>



出典：文部科学省「令和5年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査」

特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する大学数（令和6年4月1日時点）

			視覚障害者	聴覚障害者	知的障害者	肢体不自由者	病弱者
二種免許状	通学課程	国立	0	0	0	0	0
		公立	0	0	0	0	0
		私立	0	0	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	合計		0	0	1 (1)	1 (1)	1 (1)
一種免許状	通学課程	国立	10 (11)	17 (20)	52 (68)	51 (66)	49 (64)
		公立	0	0	8 (9)	8 (9)	7 (8)
		私立	1 (1)	4 (5)	108 (115)	104 (111)	102 (108)
	通信課程	私立	1 (1)	1 (1)	6 (6)	6 (6)	6 (6)
	合計		12 (13)	22 (26)	174 (198)	169 (192)	164 (186)
専修免許状	通学課程	国立	8 (9)	11 (13)	49 (52)	46 (48)	46 (48)
		公立	0	0	0	0	0
		私立	0	1 (1)	10 (10)	9 (9)	9 (9)
	通信課程	私立	0	0	1 (1)	0	0
	合計		8 (9)	12 (14)	60 (63)	55 (57)	55 (57)

※（ ）内は、専攻・学科数。

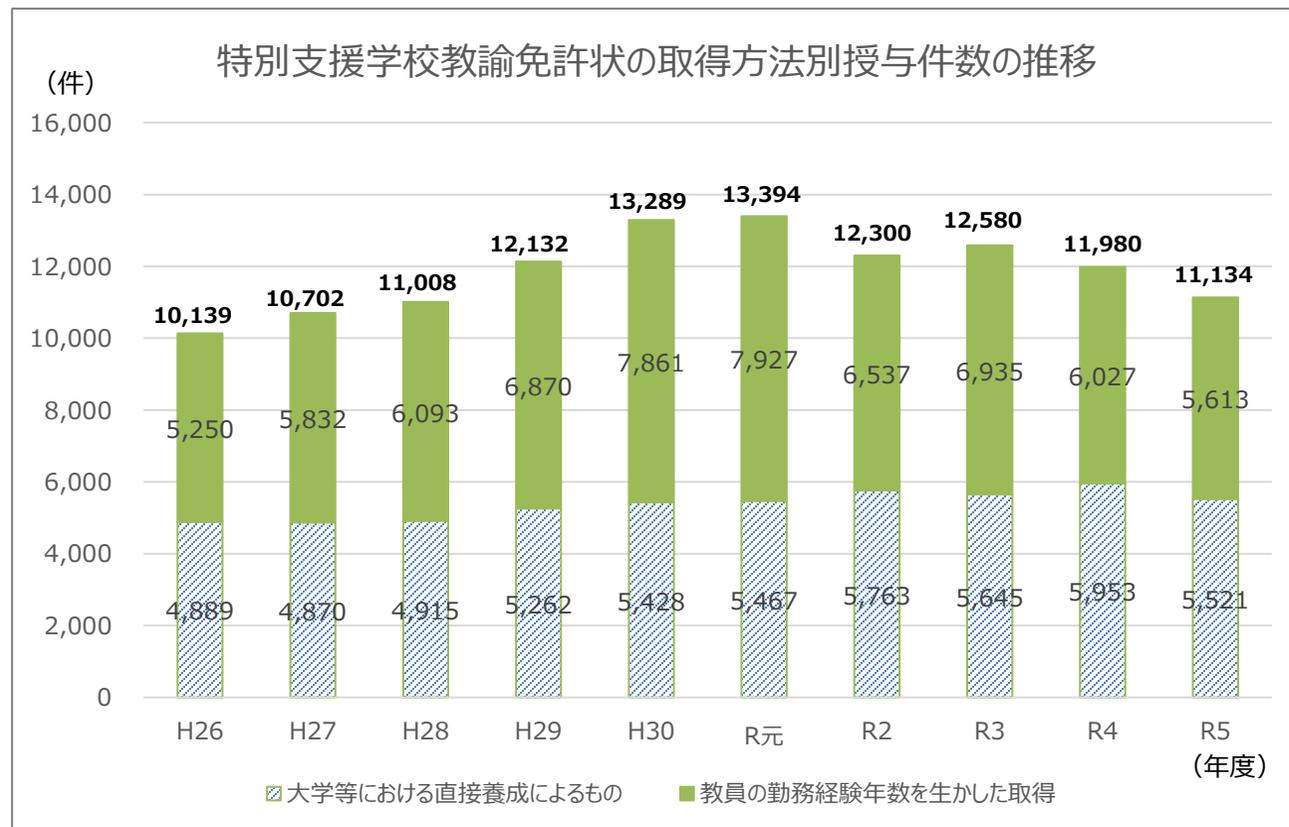
※通信課程は国立、公立で認定を受けている大学はない。

特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する専攻・学科数（令和6年4月1日時点）

<一種免許状の通学課程・都道府県別>

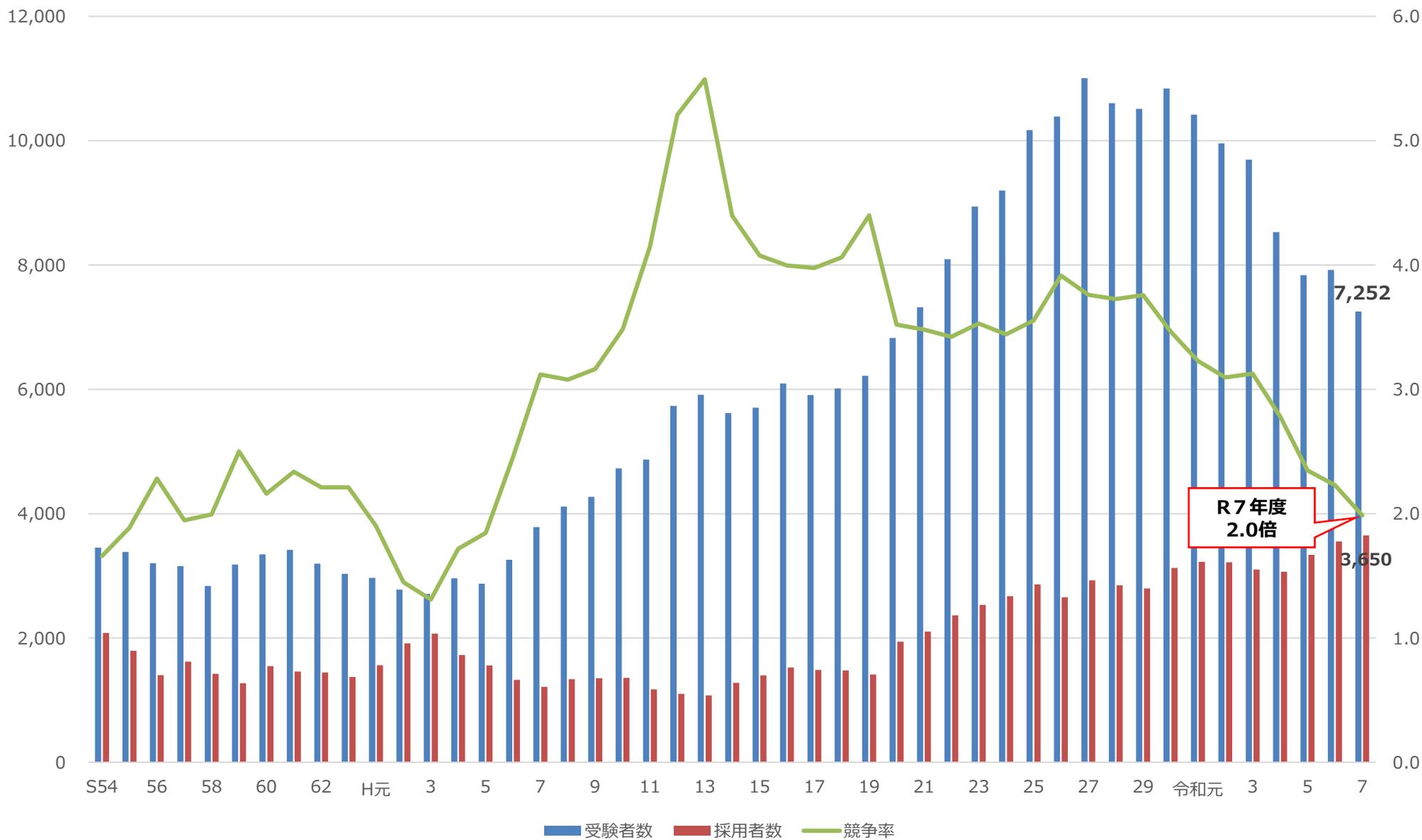
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	計				
	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県					
視覚障害者				1				2	1	1			1		1								1					1	1					1						1											12	
聴覚障害者				3				2	1	2			4	1	1	1	1						1				2	1	1					1	1					1												25
知的障害者	15	2	1	6	1	1	2	5	2	5	4	4	19	5	2	1	2	1	3	3	3	3	11	1	3	8	14	9	3	1	1	2	8	6	4	1	3	1	1	9	2	2	4	1	2	3	2	192				
肢体不自由者	13	2	1	6	1	1	2	5	1	5	4	4	19	5	2	1	2	1	3	3	3	3	11	1	3	8	14	9	3	1	1	2	8	6	4	1	2	1	1	9	2	2	4	1	2	1	2	186				
病弱者	13	2	1	6	1	1	2	5	1	5	4	4	19	4	2	1	2	1	3	2	3	3	9	1	3	7	14	8	3	1	1	2	8	6	4	1	2	1	1	9	2	2	4	1	2	1	2	180				

特別支援学校教諭免許状の取得方法別授与件数



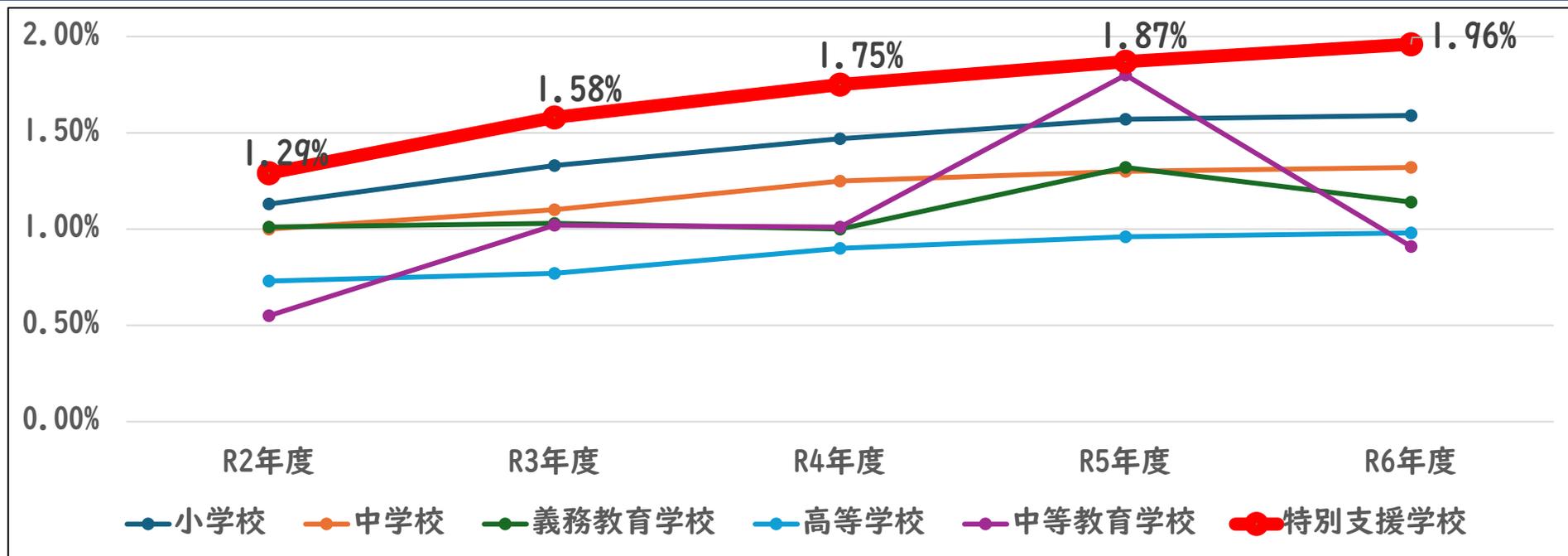
出典：文部科学省「教員免許状授与件数等調査」

特別支援学校（公立）教員採用試験の実施状況



出典：文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

精神疾患による病気休職者及び1か月以上の病気休暇取得者の状況 (学校種別)



特別支援学校の精神疾患による病気休職者の要因に関する教育委員会の認識 (年代別)

	20代	30代	40代	50代～
1位	職場の対人関係(上司、同僚、部下等)	職場の対人関係(上司、同僚、部下等)	職場の対人関係(上司、同僚、部下等)	職場の対人関係(上司、同僚、部下等)
2位	業務内容(児童生徒に対する指導そのものに関すること)	業務内容(校務文章や調査対応等、事務的な業務に関すること)	個人的な対人関係(家族、プライベート関係)	元々の精神疾患の悪化
3位	・業務内容(校務分掌や調査対応等、事務的な業務に関すること) ・身体面の体調悪化	業務内容(児童生徒に対する指導そのものに関すること)	元々の精神疾患の悪化	業務内容(校務分掌や調査対応等、事務的な業務に関すること)

1. 特別支援学校教諭の養成課程等について
2. 幼・小・中・高校の免許状の養成課程における特別支援教育に関わる学修
3. 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告（令和4年3月）
4. 国立特別支援教育総合研究所における取組について

普通免許状の取得に当たって修得を要する単位

■ 小学校教諭

(単位)

■ 中学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種	教科及び教科の指導法に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教科に関する専門的事項※1 ・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2 	30	30	16	教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教科に関する専門的事項※1 ・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2 	28	28	12
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	10	10	6	教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の理論及び指導法※4 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ※5 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法 	10	10	6	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の理論及び指導法※4 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ※5 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法 	10	10	6
教育実践に関する科目	・教育実習	5	5	5	教育実践に関する科目	・教育実習	5	5	5
	・教職実践演習	2	2	2		・教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		26	2	2	大学が独自に設定する科目		28	4	4
教職部分	+ 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）	83	59	37	+ 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）	83	59	37	

※1 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（以下「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目を修得
 ※2 専修免許状又は一種免許状の場合は、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上、二種免許状の場合は6以上教科の指導法に関する科目について、それぞれ1単位以上を修得
 ※3 1単位以上を修得
 ※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得
 ※5 「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」（令和3年8月4日公布、令和4年4月1日施行）により、1単位以上を修得

※1 例えば、数学の場合、代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータについて、それぞれ1以上の科目を修得
 ※2 専修免許状又は一種免許状の場合は8単位以上、二種免許状の場合には2単位以上を修得
 ※3 1単位以上を修得
 ※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得
 ※5 「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」（令和3年8月4日公布、令和4年4月1日施行）により、1単位以上を修得

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

（平成27年12月中央教育審議会答申）

- 教職課程の科目区分の大括り化
- 新たな教育課題等に対応するための履修内容の充実
- 教職課程コアカリキュラムの作成

特別支援教育に関する記述—抜粋—

4. 改革の具体的な方向性

（4）新たな教育課題に対応した教員研修・育成

- ・ **発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に関する理論及びその指導法は、学校種によらず広く重要**となってきたことから、**教職課程において独立した科目として位置付け**、より充実した内容で取り扱われるようにすべきである。また、上記科目のみならず、各教科の指導法や生徒指導、教育相談をはじめとした他の教職課程の科目においても、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒への配慮等の視点を盛り込むことが望まれる。

関係法令等の整備

- 教育職員免許法の改正（平成28年11月）
- 教育職員免許法施行規則の改正（平成29年11月）
- 教職課程コアカリキュラム、
外国語（英語）コアカリキュラムの作成（平成29年11月）
- 全大学の教職課程の審査・認定（平成30年度）

令和元年度～

新しい教職課程の実施

「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」が、1単位以上必修

教職課程コアカリキュラム（H29）…教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

抜粋

全体 目標	<p>通常の学級にも在籍している発達障害や軽度知的障害をはじめとする様々な障害等により特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が授業において学習活動に参加している実感・達成感をもちながら学び、生きる力を身に付けていくことができるよう、幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難を理解し、個別の教育的ニーズに対して、他の教員や関係機関と連携しながら組織的に対応していくために必要な知識や支援方法を理解する。</p>
----------	--

（1）特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解

一般 目標	<p>特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達を理解する。</p>
到達 目標	<p>1) インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。</p> <p>2) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。</p> <p>3) 視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。</p>

（2）特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法（略）

（3）障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援（略）

1. 特別支援学校教諭の養成課程等について
2. 幼・小・中・高校の免許状の養成課程における特別支援教育に関わる学修
3. 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告
(令和4年3月)
4. 国立特別支援教育総合研究所における取組について

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議（令和3年10月25日設置）



趣旨

- 特別支援教育を受ける幼児児童生徒の増加への対応や、インクルーシブ教育システムの理念の構築による共生社会の実現のため、特別支援教育を担う教師の確保や専門性の更なる向上が求められている。
- 令和3年1月にとりまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告においても、
 - ・ 全ての教師に、特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等
 - ・ 特別支援学級・通級による指導を担当する教師には、小学校等における特別支援教育の中心的な役割を担う役割や自立活動や発達障害等に関する専門性や実践力、特別支援学校の教師には障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能等が求められている。
- 概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組むことも必要。

検討事項

- (1) 特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方
- (2) 特別支援学校教諭免許状及びその教職課程コアカリキュラムの在り方  教職課程コアカリキュラムWGと連携
- (3) その他関連事項

委員

安藤 隆男 筑波大学名誉教授
 市川 裕二 全国特別支援学校長協会会長、東京都立あきる野学園校長
 加治佐 哲也 兵庫教育大学長
 喜多 好一 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長
 木船 憲幸 九州産業大学教授
 坂越 正樹 広島文化学園大学・短期大学長
 田中 良広 帝京平成大学教授
 濱田 豊彦 東京学芸大学副学長
 樋口 一宗 松本大学教育学部学校教育学科教授
 宮崎 英憲 全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
 森 由利子 滋賀県教育次長
 （計11名、五十音順、敬称略）

（オブザーバー）

穴戸 和成 国立特別支援教育総合研究所理事長
 （計1名、敬称略）

スケジュール

11月	第2回会議開催 ①教職課程コアカリキュラムの基本方針に係る自由討議 ②WGの設置について
12月	第3回会議開催 ・ヒアリング（教育委員会、大学、特総研等）
R4/1月	第4回会議開催 ・検討課題に係る論点整理
2月	第5回会議開催 ①検討課題に係る論点まとめ ②WGから素案の報告及び自由討議
3月	第6回会議開催 ①検討課題に係る報告とりまとめ ②教職課程コアカリキュラム（素案）の確定 第7回会議開催 ①報告とりまとめ
5月/6月	パブリックコメント等
7月	第8回会議開催 ①パブリックコメントの結果 ②教育職員免許法施行規則（案）及び特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラム（案）について

※令和4年7月時点

教職課程コアカリキュラムWG、中教審「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会、初等中等教育分科会教員養成部会とも連携し、**教職課程コアカリキュラムの策定**や、**特別支援教育に関わる全ての教師の専門性向上**を図る。

現状・課題

- ・特別支援教育の「個別最適な学び」と「協働的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。
⇒ **特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に関わる教師を増やしていくことが必要。**
- ・特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。
⇒ **多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。**
- ・小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。
⇒ **特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとありがたい状況。**

①養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）



養成段階

②採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験



初任者～10年目

③校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実



中堅 (10年目～)

- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



管理職

⑤ 国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善 ※下記は現時点における調査項目の例

- 【養成】・視覚障害領域、聴覚障害領域免許を取得できる大学数
- 【採用】・特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数
- 【キャリアパス】・採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合
・小学校等の校長の特別支援教育に関わる教職経験の有無
- 【研修】・免許を保有しない特別支援学校の教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況
・教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数
・特別支援学校教諭免許状保有率 ・(独)国立特別支援教育総合研究所(NISE) 学びラボの利用者数 等

④研修(校外)による専門性向上

初任者研修 中堅教諭等資質向上研修 主任研修、管理職研修 等

- NISE(学びラボ、免許法認定通信教育)等のオンラインコンテンツの整理・充実

- 教育委員会の教員育成指標等を踏まえ、キャリアパスに応じた活用ができるようコンテンツを整理・体系化(NISE)
- 研修の手引作成(NISE)



スケジュール

- 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
 - R4.7 : 策定・周知(以降、大学の教職課程の点検・見直し)
 - R5.4又はR6.4 : コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- 上記以外の事項
 - 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には実現できるよう取り組む。

採用後10年までに特別支援教育を2年以上経験したことのある教員について

- 小学校、中学校、高等学校において、採用後10年までの教員のうち、通級による指導、特別支援学級の学級担任、特別支援学級の教科担任、特別支援学校、特別支援教育コーディネーターのいずれかの特別支援教育に関する経験をいずれも有しない教員は、小学校で85.5%、中学校で63.6%、高等学校で92.9%(令和5年度)。
 ※本項目は文部科学省において今回新規に調査したものの。

【表】採用後10年までの正規雇用の教員のうち、特別支援教育に関する経験が2年以上ある教員 ※複数回答

	小学校 (n=128,856)	中学校 (n=78,553)	高等学校 (n=62,226)	合計 (n=269,635)
いずれも経験なし	85.5% 110,208	63.6% 49,940	92.9% 57,783	80.8% 217,931
特別支援教育に関する 以下いずれかの経験あり(※)	14.5%	36.4%	7.1%	19.2%
特別支援学校の教職経験	1.4% 1,741	2.0% 1,589	2.2% 1,362	1.7% 4,692
特別支援学級の学級担任の教職経験	9.4% 12,108	7.8% 6,090	0.8% 513	6.9% 18,711
特別支援学級の教科担任の教職経験	1.5% 1,945	29.2% 22,928	1.2% 760	9.5% 25,633
通級による指導の経験	1.5% 1,880	1.6% 1,286	0.6% 400	1.3% 3,566
特別支援教育コーディネーターの教職経験	2.9% 3,784	2.5% 1,962	1.7% 1,039	2.5% 6,785

上段はn値に対する割合、下段は人数を表す。

※「特別支援教育に関する以下いずれかの経験あり」の割合には、経験不詳の者も含む。

(令和6年4月1日現在)

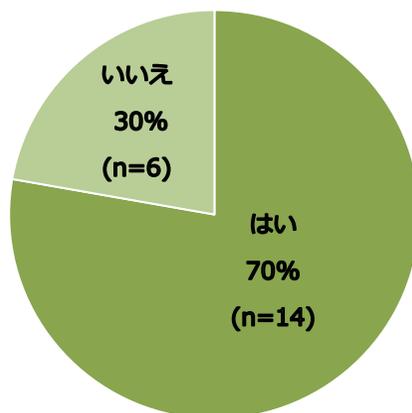
- 管理職選考において、特別支援教育の経験等の情報を把握・管理している教育委員会の数は20で、全体の約3割。うち、把握・管理した情報を管理職選考で考慮している教育委員会の割合は約7割。
- 管理職選考において、特別支援教育の経験等の情報を把握・管理していない教育委員会の数は47で、全体の約7割。うち、今後情報を把握・管理する予定がある教育委員会は約2割。

管理職選考において、特別支援教育の経験等（※）の情報を把握・管理している教育委員会の割合

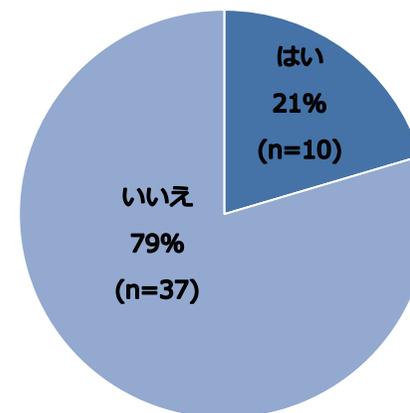
※特別支援教育の経験等：特別支援学級担任、特別支援学級の教科担任、通級による指導の担当、特別支援学校における指導、特別支援教育コーディネーターの経験



特別支援教育に関し把握・管理した経験を
管理職選考で考慮しているか



今後、管理職選考において特別支援教育の
経験等の情報を把握・管理する予定があるか



(出典)
文部科学省
「令和5年度 公立学校教職員の
人事行政状況調査」

1. 特別支援学校教諭の養成課程等について
2. 幼・小・中・高校の免許状の養成課程における特別支援教育に関わる学修
3. 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告
(令和4年3月)
4. 国立特別支援教育総合研究所における取組について

特 総 研

(国立特別支援教育総合研究所)



特総研は、次の取組を通じて、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することを目指しています。

研究

先生方の「困った！」の解決のヒントになる実践事例や指導のポイントをもとめたリーフレットなどがご覧いただけます

- 研究成果をもとに、指導者用のガイドライン、Q&A集、実践事例集、指導のポイントをもとめたリーフレット等、現場に役立つコンテンツを作成。



最近の刊行物

研修

特別支援教育の基礎的な内容から専門的な内容まで、ニーズに合わせて学ぶことができます

- 都道府県等で指導的役割を果たす教職員を対象とした研修を実施
 - ・障害種別専門研修（2ヶ月間）
 - ・テーマ別の研究協議会、セミナー（各1日）
- インターネットによる講義配信（NISE学びラボ）において、通常の学級における学びの困難さに応じた指導も含め、約170のコンテンツを配信
 - 登録すれば無料でコンテンツを見放題！
- 免許法認定通信教育の実施



講義配信の視聴画面

情報普及

特別支援教育の最新の動向を得ることができます

- 「特別支援教育教材ポータルサイト」リニューアル 国内のICT教育の実践多数掲載
- 発達障害のある子どもの基本的な知識と指導・支援について「発達障害教育推進センターWEBサイト」で情報発信
- 教育における合理的配慮の実践事例検索ができる「インクルDB」 など

HPは
こちらから！



Webサイトでは、子どもたちの可能性を引き出すためのヒントをたくさんご用意しています。ぜひ特総研をご活用ください。



障害のある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質向上を図る主体的な取組を支援するため、インターネットによる講義配信「NISE学びラボ」特別支援教育eラーニング事業を展開しています。

(研修プログラム一覧)

【コンテンツの特徴】

利用可能機器：パソコンやタブレット端末、スマートフォン 等

視聴時間：1コンテンツ 15分～30分程度

対象：教員、教育委員会、大学等教育関係者、保護者や福祉・医療従事者等
特別支援教育に関心のある者全て

※個人登録を行うことにより、どなたでも視聴できます。

講義コンテンツ分類(計174コンテンツ)

- ① 特別支援教育全般 52コンテンツ
- ② 障害種別の専門性 94コンテンツ
- ③ 通常の学級における学びの困難さに応じた指導 28コンテンツ

No.	研修プログラム
1	インクルーシブ教育システムについて学ぶ
2	特別支援教育コーディネーターになったら
3	特別支援学級(知的障害)の担任になったら
4	特別支援学級(自閉症・情緒障害)の担任になったら
5	特別支援学校の教員になったら
6	通級による指導の担当者になったら
7	小学校・中学校等の管理職になったら
8	全ての教職員を対象に：本人・保護者に寄り添った指導・支援のために
9	幼児期における特別支援教育
10	高等学校段階における特別支援教育
11	これから教員になる人たちのために

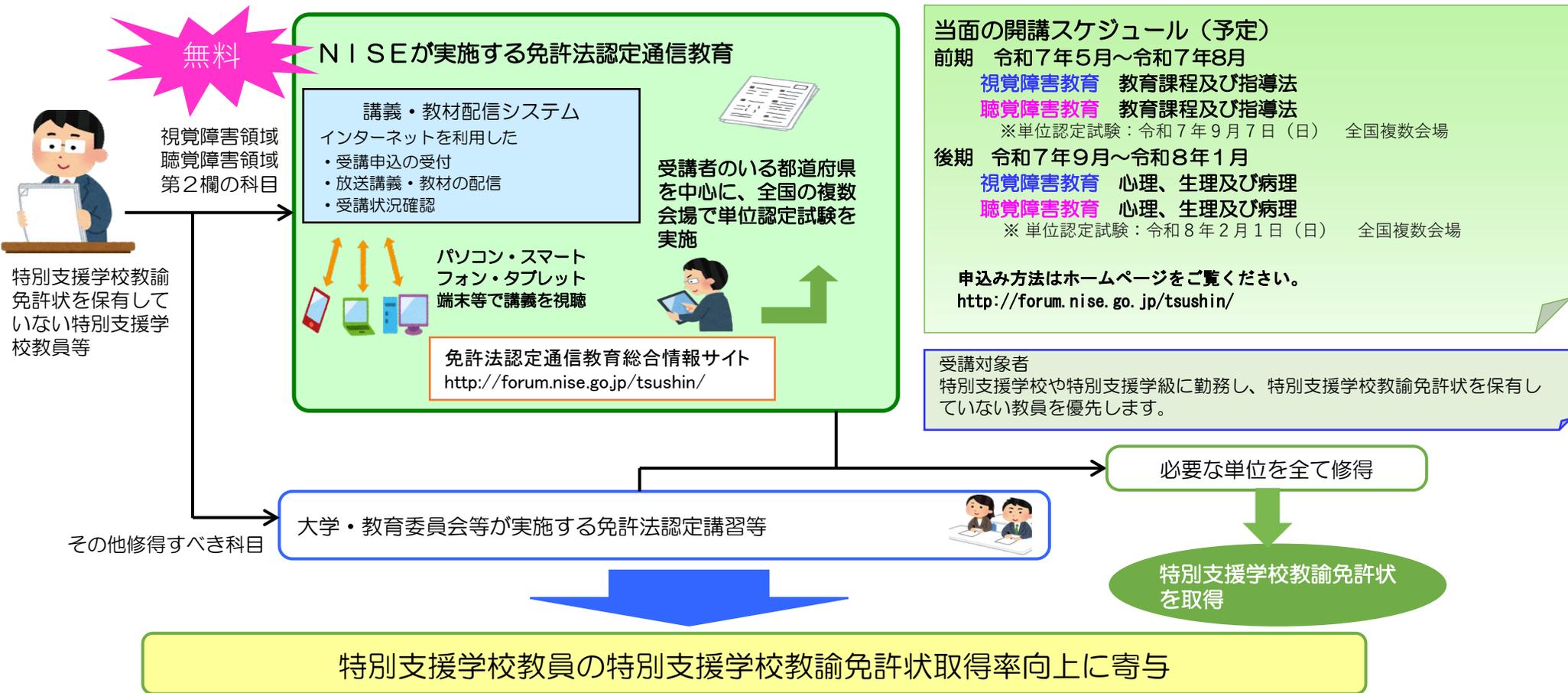
さらに！ 団体登録により研修プログラムが設定できます！

教育委員会等の機関が主催する研修等で、受講者のニーズに合わせて複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムが設定できます。修了者には視聴証明書を発行します。



免許法認定通信教育

平成28年10月開講



特総研と放送大学の連携による免許法認定通信教育の開設



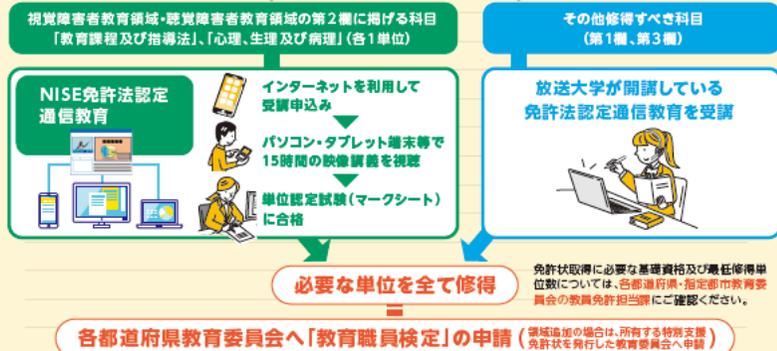
国立特別支援教育総合研究所・放送大学開設科目のご案内

NISE (国立特別支援教育総合研究所) と放送大学の免許法認定通信教育を利用して視覚・聴覚障害者教育領域の特別支援学校教諭免許状を取得しませんか。



視覚障害者教育領域又は聴覚障害者教育領域の免許状を保有していない教員等(教員として3年以上の勤務経験がある等の条件を満たす必要があります)

特別支援学校教諭免許状取得の流れ(イメージ)



視覚障害者教育領域・聴覚障害者教育領域の免許状を取得

国立特別支援教育総合研究所(NISE)では、免許状取得率が低い視覚障害者教育領域及び聴覚障害者教育領域について、教育職員免許法施行規則において第2欄に掲げる科目(各1単位)のインターネットによる免許法認定通信教育を開講し、特別支援教育に携わる教員の一種・二種免許状取得率向上を支援しています。

放送大学では、放送大学の開設科目(第1欄～第3欄)のみで知的障害者教育領域・肢体不自由者教育領域の2領域の免許状が取得可能ですが、あわせて国立特別支援教育総合研究所(NISE)で第2欄に掲げる科目の単位を修得すれば、視覚障害者教育領域・聴覚障害者教育領域を含め、4領域の免許状の取得も可能です。

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
NISE National Institute of Special Needs Education

開講予定等については免許法認定通信教育総合情報サイトをご確認ください。
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
免許法認定通信教育オフィス
E-mail: v-tsushin@nise.go.jp
ホームページ: http://forum.nise.go.jp/tsushin/



放送大学

出願期間・方法等について、詳しくは本ウェブサイトまたは学生募集要項にてご確認ください。
※資料請求はコチラから
● 放送大学ウェブサイト ● お問い合わせ
www.ouj.ac.jp 043-276-5111 (総合受付)
E-mail: r-shikaku@ouj.ac.jp
教員等: 大学の教職課程と専修科の両方からウェブサイトの申し込みが可能です。

科目について

国立特別支援教育総合研究所の開講科目
国立特別支援教育総合研究所では以下の4科目を開講しています。

免許法令に定める科目区分	国立特別支援教育総合研究所における対応科目	中心となる領域	単位
第2欄 特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目(令和6年度前期)	視覚障害児の心理、生理及び病理	視覚障害者 1
	教育課程等に関する科目(令和6年度後期)	聴覚障害児の心理、生理及び病理	聴覚障害者 1
	教育課程等に関する科目(令和6年度後期)	視覚障害児の教育課程及び指導法	視覚障害者 1
	教育課程等に関する科目(令和6年度後期)	聴覚障害児の教育課程及び指導法	聴覚障害者 1

【受講対象者】
普通免許状も該当、特別支援学校教諭の免許状取得、若しくは視覚障害者教育領域または聴覚障害者教育領域の追加を目指す方。
(底に特別支援学校の普通免許状を所持、新たに領域追加を目指す場合は、第2欄の科目のみ必要)

【受講申込方法】
下記ウェブサイトより受講募集要項をご覧ください。
受講料は無料です。
免許法認定通信教育総合情報サイト
(http://forum.nise.go.jp/tsushin/)にてご案内します。

【受講方法】
パソコン・タブレット端末等で約15時間の映像講義を視聴し、理解度チェックテストを実施します。
スクーリング形式の授業は行いません。

【講習期間(令和6年度)】
前期・講習日程 令和6年5月7日(火)～8月17日(土)
単位認定試験※ 令和6年9月8日(日)
後期・講習日程 令和6年9月30日(月)～令和7年10月10日(金)
単位認定試験※ 令和7年2月2日(日)
※単位認定試験は、各都道府県(試験会場)を設け、対面形式で実施します。

特別支援学校の普通免許状を保有していない方は、上記国立特別支援教育総合研究所の開講科目に下記放送大学の第1欄・第3欄の開講科目を組み合わせることで視覚・聴覚障害者教育領域の特別支援学校教諭免許状が取得できます。

〈放送大学への入学〉
●4月入学の場合
出願期間:11月中旬～3月中旬
●10月入学の場合
出願期間:6月中旬～9月中旬

放送大学の開講科目

特別支援学校教諭一種・二種免許状(知的障害者教育領域、肢体不自由者教育領域*)

テレビ・ラジオ科目については、インターネットでも配信しています。

免許法令に定める科目区分	放送大学における対応科目*2		中心となる領域	含む領域	単位
	科目名	メディア			
第1欄 特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育基礎論(*24)	オンライン	特別支援教育全般にわたる基礎的な科目です*		2
第2欄*3	心理等に関する科目*4	知的障害教育総論(*20)	ラジオ	知的障害者	2
	教育課程等に関する科目*4	肢体不自由児の教育(*20)	テレビ	肢体不自由者	2
	心理等に関する科目*4	教育課程等に関する科目*5			
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	特別支援教育総論(*19)	ラジオ	重複・LD等領域	2

- *1 一種免許状の取得に利用できるかについては、都道府県教育委員会によって異なります。必ず事前に都道府県教育委員会にご確認ください。
- *2 対応科目については、必ず放送大学電子「教員免許状及び各種資格について」の最新版をご確認ください。
- *3 第2欄の必要単位数は、都道府県教育委員会によって異なります。放送大学の授業は1科目2単位です。必要単位数に応じて科目を履修してください。
- *4 心理等に関する科目…心に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
- *5 教育課程等に関する科目…心に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

単位認定試験は Webで受けられます!

●入学料・授業料(令和6年度)

区分	入学料	授業料	入学料の割引
全科目履修生	24,000円		
選科履修生	9,000円	1単位あたり6,000円	
科目履修生	7,000円		学校等から20名以上の集団入学をした場合または、公立学校共済、国家公務員共済組合員、日本私立学校振興・共済事業団加入者専用募集要項より出願した場合は半額割引